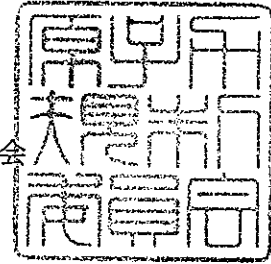




原規規発第 1507023 号
平成 27 年 7 月 2 日

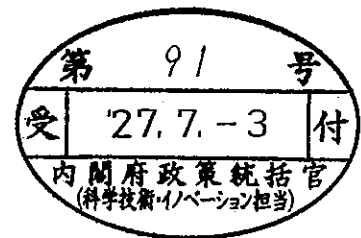
原子力委員会 殿

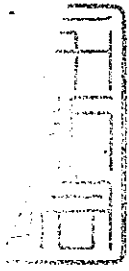
原子力規制委員会



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置
変更許可（FCA（高速炉臨界実験装置）施設の変更）に関する意見の聴
取について

上記の件について、平成26年12月4日付け26原機（安）100をもって、独立
行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎（平成27年4月15日付け
27原機（科保）009をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長
児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基
づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同
法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4
項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1
号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。





(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書（FCA（高速炉臨界実験装置）施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成26年12月4日付け26原機（安）100をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 松浦 祥次郎（平成27年4月15日付け27原機（科保）009をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書（FCA（高速炉臨界実験装置）施設の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的（臨界実験）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法について、原子力の平和的利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を締結している米国のエネルギー省に引き渡すことを追加するのみであること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。